



平成28年度 補助事業等実績報告書

平成29年3月31日

函館市長 工藤 壽樹 様

補助事業者等 住所 函館市東川町11番12号
 団体名 函館市東川母親クラブ
 代表者氏名 会長 小林 優子

補助事業等の名称 地域組織活動事業

平成28年4月26日函子育をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の
 補助事業等は、平成~~28~~²⁹年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告し
 ます。

補助金等交付決定通知額 金 145,830円

補助金等領収済額 金 145,830円

補助金等返還額 金 39円

補助事業等の実績書

申請者の概要	設立年月日 昭和・平成 47年 4月 1日
	構 成 員 会 員 27名
	営む主な事業 地域組織活動事業
補助事業等の 内 容	別紙平成28年度地域組織活動事業報告書のとおり
補助事業等の 実施による 効果	家庭児童の健全な育成を図り，行政および児童厚生施設等の活動支援を行うことにより，児童福祉の向上に効果を上げることができた。
備 考	

- (注)
1. この様式は，補助金等の交付を申請し，または，これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 2. 補助事業等の内容は，詳細に記載すること。（別紙も可）
 3. 工事の施行を伴う場合は，その実施設計書および図面を添付すること。
 4. その他必要と認めた書類を添付すること。

平成28年度 地域組織活動事業報告書

函館市 東川母親クラブ

活 動 項 目	事業実績			内 容
	年間実施回数 (回)	年間参加延べ人数 (人)		
		大 人	児 童	
1 親子及び世代間の交流, 文化活動	10	21	52	別紙のとおり
ア 主に親子の交流, 文化活動				
イ 三世代間の交流, 文化活動				
ウ その他の交流, 文化活動				
小 計				
2 児童養育に関する研修活動	3	5	0	別紙のとおり
ア 児童の発達上の留意点, 家庭のしつけ, 安全養育等に関する研修				
イ 地域での児童健全育成の向上に関する研修				
小 計				
3 児童の事故防止活動	4	32	4	別紙のとおり
ア 遊び場の安全点検活動				
イ 交通安全点検活動				
ウ 非行防止活動				
エ その他の交流, 文化活動				
小 計				
4 その他, 児童福祉の向上に寄与する活動	6	31	0	別紙のとおり
小 計				
□地域組織単独活動(補助対象外事業)	1	10	0	別紙のとおり
合 計	49	270	453	

平成28年度 補助事業等の収支決算書

東川母親クラブ

収入の部

(単位：円)

項目	本年度予算額 (A)		本年度決算額 (B)		増減 (B-A)		内訳
		うち、補助対象事業		うち、補助対象事業		うち、補助対象事業	
会費	12,000	0	13,500	1,500	1,500	1,500	@ 500円 × 27人
補助金	145,000	145,000	145,830	145,830	830	830	函館市より
参加者負担金	13,000	0	14,750	0	1,750	0	
助成金	0	0	0	0	0	0	
諸収入	0	0	0	0	0	0	
雑収入	1,000	1,000	0	0	△ 1,000	△ 1,000	預金利息等
繰越金	0	0	0	0	0	0	前年度繰越金
合計	171,000	146,000	174,080	147,330	3,080	1,330	

支出の部

(単位：円)

項目	本年度予算額 (A)		本年度決算額 (B)		増減 (A-B)		内訳
		うち、補助対象事業		うち、補助対象事業		うち、補助対象事業	
親子及び世代間の交流、文化活動	135,000	122,000	138,401	123,651	△ 3,401	△ 1,651	別紙のとおり
児童養育に関する活動	1,000	1,000	1,500	1,500	△ 500	△ 500	別紙のとおり
児童の事故防止活動	0	0	0	0	0	0	別紙のとおり
その他、児童福祉の向上に寄与する活動	23,000	23,000	22,140	22,140	860	860	別紙のとおり
地域組織単独の活動 (補助対象外事業)	12,000		12,000		0		別紙のとおり
合計	171,000	146,000	174,041	147,291	△ 3,041	△ 1,291	

収支差引額 39円

- (注) 1 この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 2 項目は、詳細に区分して記載すること。
 3 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合は「円」とすること。
 4 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
 5 その他必要と認められた書類を添付すること。